## 議案第89号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例(昭和32年杉並区条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の211.5」を「100分の216.5」に改める。

別表第1区長の項中「1, 123, 000円」を「1, 161, 200円」に 改め、同表副区長の項中「899, 900円」を「930, 500円」に改める。 第2条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の216.5」を「100分の214」に改める。

第3条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年杉並 区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の199」を「100分の204」に改める。

別表議長の項中「863,700円」を「893,100円」に改め、同表副議長の項中「781,600円」を「808,200円」に改め、同表委員長の項中「649,200円」を「671,300円」に改め、同表副委員長の項中「622,100円」を「643,300円」に改め、同表議員の項中「601,100円」を「621,500円」に改める。

第4条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよう に改正する。

第8条第2項中「100分の204」を「100分の201.5」に改める。

第5条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和54年杉並区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「77万1,300円」を「79万7,500円」に改める。

第8条中「100分の211. 5」を「100分の216. 5」に改める。

第6条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の216.5」を「100分の214」に改める。

第7条 杉並区監査委員の給与等に関する条例(平成3年杉並区条例第16号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「69万3,700円」を「71万7,300円」に改め、同項第2号中「67万4,700円」を「69万7,600円」に改める。 第4条第4項中「100分の211.5」を「100分の216.5」に改める。

- 第8条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 第4条第4項中「100分の216.5」を「100分の214」に改める。 附 則
- 1 この条例は、令和7年12月11日から施行する。ただし、第2条、第4条、 第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定(杉並区長等の給与等に関する条例(以下「区長等給与条例」という。)第5条の改正規定を除く。)による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定(杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「議員報酬条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「教育長給与条例」という。)第8条の改正規定を除く。)による改正後の教育長給与条例の規定及び第7条の規定(杉並区監査委員の給与等に関する条例(以下「監査委員給与条例」という。)第4条第4項の改正規定を除く。)による改正後の監査委員給与条例の規定 令和7年11月1日
  - (2) 第1条の規定(区長等給与条例第5条の改正規定に限る。)による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定(議員報酬条例第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定(教育長給与条例第8条の改正規定に限る。)による改正後の教育長給与条例の規定及び第

- 7条の規定(監査委員給与条例第4条第4項の改正規定に限る。)による改正 後の監査委員給与条例の規定 令和7年12月1日
- 3 第1条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定による改正 後の議員報酬条例の規定、第5条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及 び第7条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定を適用する場合において は、第1条の規定による改正前の区長等給与条例の規定、第5条の規定による改 正前の教育長給与条例の規定及び第7条の規定による改正前の監査委員給与条例 の規定に基づいて支給された給与並びに第3条の規定による改正前の議員報酬条 例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、第1条の規定による改 正後の区長等給与条例の規定、第5条の規定による改正後の教育長給与条例の規 定及び第7条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定による給与並びに第 3条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定による給与並びに第 3条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による議員報酬及び期末手当の内 払とみなす。

## (提案理由)

区長等の給与を改定する等の必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

第1条による改正(杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例 旧 条 例

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の216.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$  略

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の211.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$  略

第2条による改正(杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例 | 旧 条 例

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の214 を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$  略

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の216.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$  略

第3条による改正(杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正)

新 条 例 旧 条 例

(期末手当)

#### 第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の204を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(期末手当)

#### 第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の199を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

第4条による改正(杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正)

新 条 例 旧 条 例

(期末手当)

#### 第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分

(期末手当)

#### 第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分

の45を乗じて得た額の合計額に<u>10</u> <u>0分の201.5</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6月以内の期間における在 職期間の区分に応じて、次の表に定め る割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

の45を乗じて得た額の合計額に<u>10</u> 0分の204 を乗じて得た額に、 基準日以前6月以内の期間における在 職期間の区分に応じて、次の表に定め る割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

第5条による改正(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部改正)

新 条 例 旧 条 例 (給料)

第2条 教育長の給料の額は、月額<u>79</u> 万7,500円とする。

(期末手当)

第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の216.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$  略

第2条 教育長の給料の額は、月額<u>77</u> 万1,300円とする。

(期末手当)

第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の211.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$  略

第6条による改正(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部改正)

新 条 例 旧 条 例 (期末手当)

- 第8条 期末手当の額は、次に掲げる額|第8条 期末手当の額は、次に掲げる額 の合計額に100分の214 を乗 じて得た額に、給与条例の適用を受け る職員の例による支給割合を乗じて得 た額とし、その支給方法その他支給に 関しては、給与条例の適用を受ける職 員の例による。
  - $(1)\sim(3)$  略

の合計額に100分の216.5を乗 じて得た額に、給与条例の適用を受け る職員の例による支給割合を乗じて得 た額とし、その支給方法その他支給に 関しては、給与条例の適用を受ける職 員の例による。

 $(1)\sim(3)$  略

第7条による改正(杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例 旧 条

例

(給料及び報酬)

- 第2条 識見を有する者のうちから選任 された監査委員で常勤のもの(以下 「常勤の監査委員」という。)の給料 の額は、次のとおりとする。
  - (1) 代表監査委員 月額 71万 7,300円
  - (2) その他の監査委員 月額 69 万7,600円
- 2及び3 略

(その他の給与)

第4条 略

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合 計額に100分の216.5を乗じて 得た額に、給与条例の適用を受ける職 員の例による支給割合を乗じて得た額 (給料及び報酬)

- 第2条 識見を有する者のうちから選任 された監査委員で常勤のもの(以下 「常勤の監査委員」という。)の給料 の額は、次のとおりとする。
  - (1) 代表監査委員 月額 69万 3,700円
  - (2) その他の監査委員 月額 67 万4,700円
- 2及び3 略 (その他の給与)

第4条 略

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合 計額に100分の211.5を乗じて 得た額に、給与条例の適用を受ける職 員の例による支給割合を乗じて得た額 とする。とする。(1)~(3) 略(1)~(3) 略5~8 略5~8 略

第8条による改正(杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例 旧 条 例 (7.0% t) (7.0% t)

(その他の給与)

第4条 略

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の214 を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(3)$  略

5~8 略

(その他の給与)

第4条 略

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の216.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(3)$  略

5~8 略

# 給与改定等の概要

## 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項目	改 正 内 容		
給 料 及び 議員報酬	区 長 1 副 区 長 区 議 長	現 行 改 正 ,123,000円 1,161,200円 899,900円 930,500円 863,700円 893,100円 781,600円 808,200円 649,200円 671,300円 622,100円 643,300円 601,100円 621,500円 771,300円 797,500円	
	代表監査委員(常勤) その他の監査委員(常勤)	693, 700 円717, 300 円674, 700 円697, 600 円	
期末手当	区 分 現 行 第7 (令和7 6月期 2.115 12月期 2.115 合 計 4.23 区議会議員の支給月数  区 分 現 行 第3 (令和7	条による改正 第 2 条、第 6 条及び 第 8 条による改正 (令和 8 年度の支給月数) 2.115 2.14 2.165 4.28 4.28 第 4 条による改正 (令和 8 年度の支給月数)	
	6月期1.9912月期1.99合計3.98	1.99     2.015       2.04     2.015       4.03     4.03	
施行期日等	1 第1条、第3条、第5条及び第7条による給料及び議員報酬並びに期末手当に係る改正は令和7年12月11日から施行し、改正後の給料及び議員報酬に係る規定は同年11月1日から、期末手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条、第4条、第6条及び第8条による期末手当に係る改正は、令和8年4月1日から施行する。		